

(別添2)

さひめ湖湖面利用に関する注意事項

島根県 県央県土整備事務所 大田事業所
三瓶ダム管理所

1. 「さひめ湖」を利用する範囲は、別添「湖面利用制限区域図」のとおりとする。
2. 利用者は、利用当日、湖面の状況等を三瓶ダム管理所において聴取し、職員（警備員）の指示に従うこと。
3. 日没後の利用は行わないこと。
4. ボートの使用にあたっては、救命胴衣の着用等法令で定められた義務は、利用者の責任において遵守すること。
5. 湖面利用に利用する船舶は、手漕ぎ、足踏によるものとする。但し、救命艇についてはこの限りではない。
6. あじさい花園進入路より車両を進入させる場合、車止めポールは車両通過時以外必ず施錠すること。また、車両に「さひめ湖」へ転落しない措置を講じること。
7. あじさい花園進入路のカギは湖面利用終了時に三瓶ダム管理所に返却すること。また、カギを他の利用者に使用させないこと。
8. 利用者は、常に危険防止のために必要な措置をし、安全な利用に努めること。
9. ゴミなどは持ち帰る等、湖面及び周辺環境の美化に務めること。
10. 漁業権等の関係者との調整は、利用者において行うこと。
11. 利用者は、「さひめ湖」の施設等に損傷や損害を与えたときは、すみやかに報告し、一切の責任を負い、その費用を負担すること。
12. 湖面利用により発生した利用者の事故については、管理者は一切の責任を負わない。
13. この注意事項は利用者全員に周知徹底し、誠実に履行すること。